

小長明石航路について

1 小長明石航路の概要

(1) 現状

小長明石航路は、呉市豊町の小長港と大崎上島町の明石港との間（約3.1キロメートル）を結ぶ、車載可能なフェリー航路で、大崎上島町で柑橘類を栽培する^{でまき}出作農家のほか、通勤・通学等にも利用されています。

当初の運航事業者であった山陽商船（株）の撤退に伴い、平成21年11月から、しまなみ海運（株）が運航しており、本市では毎年度、同社と協定を締結し、運航に係る経費の一部（赤字額）等を負担しています。

(2) 運航状況

ア 運航事業者	しまなみ海運（株）
イ 運航区間	小長港～明石港
ウ 使用船舶	第五かんおん（フェリー 135トン）
エ 輸送能力	旅客95人、乗用車20台
オ 運航便数	平日は1日12往復24便 土・日・祝日は1日11往復22便
カ 運賃	旅客：大人330円、小人170円 自動車航送運賃は車長により異なる。

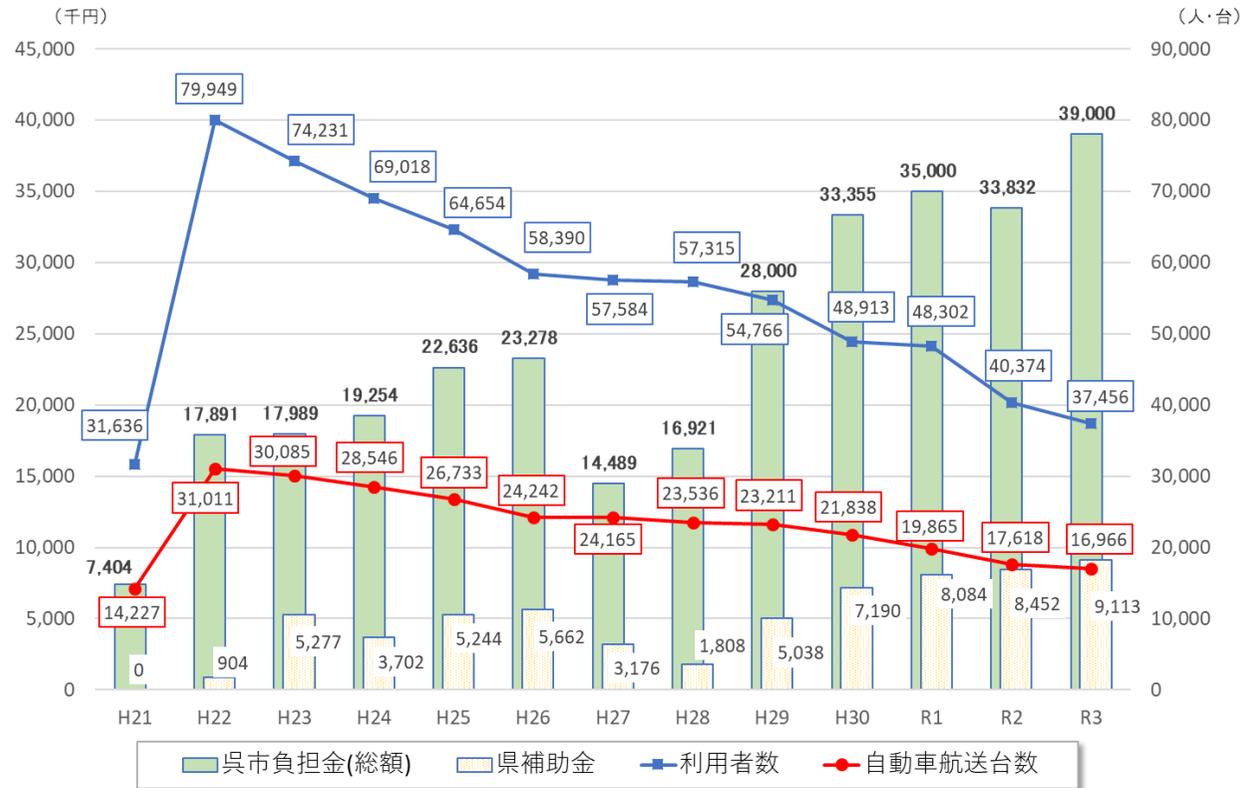


(3) 利用状況及び呉市負担金額・広島県補助金額の推移

本航路の利用者数は、平成22年度の約8万人から減少を続け、令和3年度には約3万7千人（▲53.2パーセント）に、自動車航送台数も平成22年度の約3万1千台から減少を続け、令和3年度には約1万7千台（▲45.3パーセント）に減少しています。

また、本市は、しまなみ海運（株）との協定により赤字額等を負担していますが、利用の減少に伴う収入減と、船舶の老朽化に伴う修繕費の支出増等により、本市負担金額は増加傾向にあり、平成22年度の約1,800万円から、令和3年度には3,900万円（+118.0パーセント）に増加しています。

なお、本市の負担に対しては、広島県生活航路維持確保対策事業補助金交付要綱の規定に基づき、広島県から毎年度、補助金が交付されています。（令和3年度：約911万円）



2 航路廃止届提出までの経緯

(1) しまなみ海運（株）からの申入れ

令和4年6月、しまなみ海運（株）から、本市負担金額の算出方法について変更の申入れがありました。

主な内容は、これまで同社の事業6部門で按分していた共通経費である一般管理費（事務員の人件費等）を、今後は「小長明石航路」及び「竹原大長航路（しまなみ海運（株）が運航・大崎上島町が赤字負担）」の2部門で按分することを要望するものでした。

しかし、この考え方には疑義があり、本市としては受け入れられないものでした。

（しまなみ海運（株）からの申入れによる算出方法で、仮に令和3年度の負担金額を算出すると、実際の負担金額と比較して大幅な増額となります。）

(2) しまなみ海運（株）との協議

令和4年10月25日に、しまなみ海運（株）からの申入れについて同社と協議を行い、算出方法の変更には応じられない旨及び負担金額については基本的には協定額を限度とし、運賃改定や減便等による収支改善の取組により協定の限度内での運航を行ってほしい旨、同社に伝えました。

その際、同社からは、呉市が変更に応じないのであれば運航を維持できないため、航路を廃止せざるを得ないとの発言がありました。

(3) 航路廃止届提出

その後、再度協議を行ったものの妥結に至らず、しまなみ海運（株）は、令和4年12月1日に中国運輸局に航路廃止届を提出しました。

本航路は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第15条第2項の規定により、廃止の日の6か月前までに届出が必要な航路であるため、令和5年5月末日までは同社による運航が継続されます。

3 航路廃止により予想される影響

豊地区と大崎上島町明石地区との間には、本航路のほかに、高速船を使用する竹原大長航路があり、本航路が廃止となっても、旅客については、豊地区から大崎上島町への航路が断たれるわけではありません。

竹原大長航路では車両の航送はできませんが、車両航送については、大崎上島町から安芸津港・竹原港等へのフェリー航路を利用することができます。

(1) 旅客への影響

本航路の旅客は、農作業や通勤・通学での利用が主となっており、本航路が廃止となり、代わりに竹原大長航路を利用すると想定した場合でも、利用実績から、竹原大長航路の高速船の定員内であり、代替が可能な見通しです。ただし、便数が減少するため、現在よりも移動できる時間帯が制限されます。

(2) 出作農家への影響

現在、豊地区から大崎上島町へ出作して柑橘を栽培している農家は、広島ゆたか農業協同組合（以下「JA広島ゆたか」といいます。）が把握している数値及び2020年農林業センサスの調査結果から、約50戸あると推計されます。

これらの農家の大半は、農作業用の車両を大崎上島町に駐車し、育成期には人のみ移動して農作業を行い、収穫期には収穫物を車両に積載し、フェリーを利用して豊地区に輸送しています。

車両による柑橘の輸送については、他のフェリー航路により代替可能ですが、輸送に係る時間とコストが大幅に増加します。

(3) JA広島ゆたかへの影響

JA広島ゆたかでは、柑橘の出荷に際して、大崎上島町にある集荷場から豊町大長にある選果場に、大型トラックで輸送しています。本航路が廃止となっても、他のフェリー航路を利用すれば輸送可能ですが、輸送に係る時間とコストが大幅に増加します。

4 関係各所の反応

(1) 豊地区

豊町まちづくり協議会、豊町地区自治会連合会、豊町地区社会福祉協議会及びJA広島ゆたかの4者連名による、「フェリー航路（小長―明石）存続を求める要望書」が、令和4年12月6日に本市に提出されました。

また、JA広島ゆたかは、大崎上島町にも、フェリー存続の要望書を提出しています。

(2) 大崎上島町

町議会12月定例会において、本航路の廃止についての質問が行われるとともに、本航路を含めた、町域内の公共交通について議論するための特別委員会が設置されました。

5 本市の対応

(1) 代替可能な事業者の調査

しまなみ海運（株）に代わって本航路の運航が可能な事業者の有無について、中国運輸局及び一般社団法人中国旅客船協会を通じて調査中です。

(2) J A 広島ゆたか及び柑橘農家への対応

本航路が廃止となった場合に想定される影響に対し、産業部（農林水産担当）と連携しながら支援策を検討しています。

(3) しまなみ海運（株）への対応

しまなみ海運（株）は、本市と条件面で妥結に至れば、航路廃止届を取り下げる意向を示しており、今後も協議を継続します。

(4) 住民説明の実施

今後の方向性が定まった時期に、豊地区住民等を対象に住民説明会を開催し、経緯や今後の見通し、本市の対応等を説明します。

6 今後の方針

現時点で本航路の存続は不透明であり、代替事業者の調査と現事業者との協議を並行して進め、航路存続の方策を検討していきます。

また、本航路が廃止となる場合に備えて、J A 広島ゆたか及び柑橘農家への対応についても検討を進めます。